最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて その旨を記載すること。	最近事業年度について その旨を記載すること。また、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する場合大保有会社に該当する連結子会社）の最近事業年度の前事業年度において、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

附則第二条第十一項中「次項」の下に「及び第十五項」を加え、同項の表の下欄中「当該連結子会社が保有する投資株式」を「当該連結子会社」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の表の下欄中「投資株式」を「特定投資株式」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第五項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57)a(e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて その旨を記載すること。	最近事業年度について その旨を記載すること。また、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する場合大保有会社に該当する連結子会社）の最近事業年度の前事業年度において、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第三条第五号の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第四項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この項において同じ。）から適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

2　新開示府令第二号様式記載上の注意(23―2)（新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式、第七号様式（新開示府令第七号の二様式、第七号の三様式及び第十五号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十二号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において同じ。）及び第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提出される有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第五十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号及び第五十二条の十七第二項第三号の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の九及び第十七条の十九第三項中「第五十二条の十七第二項」を「第五十二条の十七第二項第三号」に改める。

別表第一号中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　受託国内放送（移動受信用地上放送。二百七・五メガヘルツから二百二十二メガヘルツまでの周波数を使用してデジタル放送を行うものに限る。）

一般放送事業者が委託により行わせる放送

マルチメディア放送

別表第一号の（注）に次の一号を加える。

十九　この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメディア放送をいう。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第四項第二号及び第二十七条の十三第七項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十八号の四の次に次の一号を加える。

二十八の四の二　「マルチメディア放送」とは、二値のデジタル情報を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないものをいう。

第六条の三の二第五項中「行う一般放送事業者」の下に「及び移動受信用地上放送（放送法第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者」を加える。

第十一条の二の六第一項第二号中「移動範囲」の下に「又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第二項中「第二十七条の十三第二項第六号」を「第二十七条の十三第二項第十号」に改める。